

明德福祉専門学校 介護福祉士実務者研修（通信課程）学則

（目的）

第1条 介護福祉士国家試験の受験資格を得る研修を通じて、介護福祉士として必要な知識及び技能を習得することで、地域福祉の担い手として貢献できる人材を養成し、広く地域社会に貢献することを目的とする。

（名称・事業所の名称・所在地）

第2条 本研修は、『明德福祉専門学校 介護福祉士実務者研修 通信課程』とし、次の事業所が実施する。

明德福祉専門学校
山形県山形市旅籠町3-2-14

（実施課程及び形式）

第3条 実施する研修は、介護福祉士実務者研修とし、研修形式は通信形式を主に行い、一部面接授業を含むこととする。

（定員及び修業年限・開講時期）

第4条 受講定員は1講座あたり20名とする。修業年限は1年とする。

（1）開講は、4月1日～3月31日を第1期、10月1日～9月30日を第2期とする。

（休業日）

第5条 休業日は次のとおりとする。

（1）夏季休業 8月13日～8月15日

（2）年末年始 12月28日～1月4日

（3）国民の祝日に関する法律に規定する休日

2. 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情がある場合は、前項の規定にかかわらず休業日に授業を行うことがある。

3. 災害等その他急迫する事情がある場合、又は教育上特別な事情がある場合は臨時に授業を行わない場合がある。

（受講対象者）

第6条 受講の対象は下記の条件を満たすものとする。

（1）介護福祉士の資格取得を目指している者。

（2）男女を問わず、心身ともに健全である者。

（3）山形県又は宮城県に在住している者。

（4）高等学校卒業もしくは同等以上の学力があると認められる者、又は校長が受講を認めた者。

(受講者の選考)

第7条 本校指定の受講申込書に必要事項を記入し、課題の提出、その他必要書類を添付して期日までに提出すること。

(1) 前項の提出書類、課題について選考し、受講予定者を決定し、受講決定通知書にて本人に通知する。

(受講手続き・許可)

第8条 前条の受講決定通知書を受け取った受講生は期日までに所定の手続きを終了すること。

(1) 前項の手続きを終了した者について受講を許可する。

(納入金)

第9条 納入金の内訳は下記のとおりとする。

【授業料】

経費区分	授 業 料			設備費	合 計
	通信授業	面接授業 (介護過程Ⅲ)	面接授業 (医療的ケア)		
所有資格等					
無資格者	81,000	30,000	30,000	9,000	150,000
訪問介護員1級		30,000	30,000	9,000	69,000
訪問介護員2級	45,000	30,000	30,000	9,000	114,000
初任者研修	40,500	30,000	30,000	9,000	109,500
介護職員基礎研修			30,000	9,000	39,000

(1) 使用するテキスト等については、別途購入が必要となる。購入については、受講手続きの際に指定し、受講料とともに納入が必要となる。

(2) 納入された受講料については原則返還しない。ただし、指定された期日までに申し出があった場合は返還する。その際の振込手数料は受講予定者負担とする。教科書等については、納入後の返還はしない(教科書は配布します)。

(3) 修業年限を超えて在籍する場合は、在籍から1年を経過する毎に5,000円の納入金がかかる。

(4) 通信授業における、レポート等の再提出が必要な場合は、レポート等ごとに2,000円の再提出料がかかる。

(5) 面接授業の再履修に関しては、介護過程Ⅲについては30,000円、医療的ケア

については10,000円とする。

(受講生の本人確認)

第10条 受講生の本人確認は、受講申込書に身分証明書（運転免許証等）の写しを添付し、受講申込書には受講生本人の顔写真を貼付する。

(退学)

第11条 受講生が退学しようとするときには、所定の書類にその理由を明記し、校長の許可を受けなければならない。

(休学・復学)

第12条 受講生が病気その他やむを得ない事由により休学する場合は、所定の書類にその理由を明記し、校長に休学を願い出なければならない。尚、復学を希望した時は、校長の許可により復学を認める事とする。

(カリキュラム)

第13条 本研修のカリキュラムについては別表に記す。各資格等要件を確認し、別表に基づいた教科目についての履修が必要となる。

(通信学習の実施方法)

第14条 通信学習の実施方法は下記のとおりとする。

- (1) 受講生はテキストに沿って自己学習し、本校で定める期日まで課題・レポート等科目毎に指定されている提出物を提出すること。
- (2) 提出された課題等について担当教員にて添削を行い、100点中60点以上を合格とし、その点数に満たない場合は、再度指定された課題等について期日まで提出し、再度評価を受ける。以降60点に至るまで繰り返し行う。
- (3) 学習支援として、質問用紙を設け対応する。

(面接授業の実施方法)

第15条 面接授業は下記のとおりとする。

- (1) 面接授業に出席する為には、本校で定める通信学習の必須課程をすべて修了していること。
*必須課程とは、介護の基本Ⅰ、コミュニケーション技術、生活支援技術Ⅰ、生活支援技術Ⅱ、介護過程Ⅰ、介護過程Ⅱ、医療的ケアの計7課程。
- (2) 面接授業における遅刻は、介護過程Ⅲについては15分以内については出席の取り扱いとし、15分を超えた場合はその時間は欠席とみなす。授業開始からの35分以上出席し早退した場合は出席の取り扱いとし、授業開始から35分未満で早退した場合は欠席とみなす。医療的ケアについては、原則遅刻・早退・欠席は

認めない。

2 評価方法

介護過程Ⅲについては、45時間の時間数の内3分の2以上の出席（30時間以上）の出席が確認できる受講生について、評価試験を実施し評価する。医療的ケアについては、厚生労働省通知「喀痰吸引等研修実施要綱」における通知で示されている項目及び基準にて評価する。

（他研修等の修了認定）

第16条 「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（介護福祉士養成施設における医療的ケアの教育及び実務者研修関係）」（厚生労働省社会・援護局長通知）等の関係通知に基づき、地域の団体等で実施されている研修であって、介護福祉士実務者研修カリキュラムに定める教育内容と同一内容の授業科目を履修した者の単位については、本人からの申請に基づき認定研修実施者から交付を受けた研修修了証を確認した結果、教育内容の一部について修了認定が可能であると判断した場合には、本校で履修し修得したものとみなす。修了認定は科目単位で行う。対象となる地域研修は下記のとおりとする。

- （1）実務者研修カリキュラムにおける「教育に含むべき事項」が含まれている研修を当該科目の時間数以上行っていること。
- （2）認定研修実施者によって研修受講者の受講状況が確実に管理されていること。
- （3）到達目標に達していることを評価すること。

（補講）

第17条 補講については、介護過程Ⅲにおいては30時間以上の出席が確認できなかった場合とし、医療的ケアについては欠席した場合は必ず実施する。補講は在籍期間中に実施し、補講が必要な事由として、下記に示すやむを得ない事情がある場合は補講費用を徴収しない。それ以外の場合は、補講については同様の取り扱いとするが、補講費用として1時間あたり2,000円とする。

- （1）やむを得ない事情があると認められる場合の欠席・遅刻・早退については、補講を行う。やむを得ない事情とは、下記のとおりとする。
 1. 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第32条第3項の規定により準用される同法第19条の規定により、出席を停止させる場合。
 2. 忌引きの場合。
 3. 非常災害、交通機関の途絶その他不可抗力による場合。
 4. その他学校長が特別の事情があると認めた場合。

（在籍期間）

第18条 在籍期限は2年を超えることはできない。

（修了認定方法）

第19条 研修修了の認定方法については次のとおりとする。

- (1) 通信授業においては、提出されたレポート等により評価し、評価基準はA：85点以上、B：70～84点、C：60～69点、D：59点以下とする。修了と認められる者はC以上の評価の者とする。
- (2) 面接授業の介護過程Ⅲにおいては、到達度確認テスト（筆記・実技）にて判断し、評価基準はA：85点以上、B：70～84点、C：60～69点、D：59点以下とする。修了と認められる者はC以上の評価の者とする。
- (3) 面接授業の医療的ケアにおいては、喀痰吸引（口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内）・経管栄養（胃瘻・経鼻）については各5回以上の実施を行い、厚生労働省通知「喀痰吸引等研修実施要綱」における通知で示されている項目及び基準にて評価する。また救急蘇生法については1回以上実施し、上記の通知における基準にて評価する。

（修了証の発行）

第20条 前条の修了の認定方法において、1号及び2号をC評価以上の者、3号に関しては厚生労働省通知「喀痰吸引等研修実施要綱」における評価基準に合格した者に修了証を発行する。

（教職員組織）

第21条 次の教職員を置く。

- ・ 校長
- ・ 専任教員（教務に関する主任者を含む）
- ・ その他の教員
- ・ 医療的ケア担当教員
- ・ 事務職員

（賞罰）

第22条 校長が教育上必要とみとめたときは、次の懲戒処分を行う。

- (1) 訓告
 - (2) 停学
 - (3) 退学
2. 前項の退学は、学生が次の各号のいずれかに該当する場合にのみ行うものとする。
- (1) 性行不良で改善の見込みがないとみとめられる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないとみとめられる者
 - (3) 正当の理由がなくして出席常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

（施行細則）

第 2 3 条 この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要があると認められる場合は、校長が定める。

(附則)

第 2 4 条 この学則は、平成 2 6 年 4 月 1 日より施行する。